

共同接待をする場合の飲食交際費

Q : 私は、数社の役員を兼務しています。この数社で共通する取引先を接待しようと思っていますが、この場合の5千円基準はどうなりますか？

A : 支出した飲食費を参加した者の数で除した金額で判定してください。

【解説】

ご質問のケースは、複数社の社長を兼務する社長が、取引先を飲食接待し、その費用を数社で分担するというものですが、こうした取引についても、原則どおり、支出した飲食費を参加者の人数で除して計算した1人当たりの金額が5,000円以下かどうかで判定することになります。

したがって、1社当たりの負担額がそれぞれの参加者に対して5,000円以下であったとしても、上記の判定基準で判定した場合に、1人当たりの金額が5,000円を超える場合は、この特例は適用できないことになります。

あくまでも、参加者1人当たりの金額で判断しますので注意してください。

ところで、こうした場合で1人当たりの金額が5,000円を超えてしまったという場合の取扱いはどうなるかといいますと、この場合には、支払った飲食費のうち5,000円を超える部分の金額だけが交際費等として取り扱われるのではなく、その全額が交際費等として取り扱われることとなりますので注意してください。

